

市民文化局債権対策部会設置要綱

平成26年6月17日局長専決

26川市庶第350号

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、市民文化局が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。）対策の推進や、その督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行期限の延長その他の市の債権の管理に関し必要な事務を適正に行うため、市民文化局債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民文化局内の債権に関すること
- (2) 各課（室）等の債権対策への取組の進捗状況に関すること
- (3) 各課（室）等の収入状況に関すること
- (4) 各課（室）等の債権対策に関する情報の共有
- (5) 前号に掲げるもののほか、部会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 部会は別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 2 部会長は部会を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長は部会長をもって充てる。

- 2 部会長は必要があると認めるときは、その関係者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、市民文化局市民生活部庶務課において処理をする。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

(別表第3条関係)

部会長	市民文化局長
副部会長	市民生活部長
部会員	パラムーブメント推進担当部長 コミュニティ推進部長 人権・男女共同参画室長 市民スポーツ室長 市民文化振興室長 庶務課長 その他部会長が指名するもの

附 則

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。